

議案第 4 3 号

大口町財政状況の公表に関する条例の一部改正について

大口町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の改正により、財政状況の公表事務が合理化されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大口町財政状況の公表に関する条例（昭和52年大口町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5月及び11月」を「11月」に改める。

第3条第1項中「5月に」を削り、「前年10月1日から3月31日まで」を「4月1日から9月30日まで」に改め、同条第2項中「11月に」を削り、「においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し」を「に併せて」に改め、「かつ」を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

大口町財政状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(公表の期日) 第2条 財政状況の公表は、毎年<u>11月</u>に行うものとする。 2 略 (公表の内容) 第3条 前条第1項の規定により公表する財政状況においては、<u>4月1日から9月30日まで</u>の期間における次に掲げる事項を掲載し、財政状況を明らかにするものとする。 (1)～(4) 略 2 前条第1項の規定により公表する財政状況に併せて、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。 3 略	(公表の期日) 第2条 財政状況の公表は、毎年<u>5月及び11月</u>に行うものとする。 2 略 (公表の内容) 第3条 前条第1項の規定により<u>5月に</u>公表する財政状況においては、<u>前年10月1日から3月31日まで</u>の期間における次に掲げる事項を掲載し、財政状況を明らかにするものとする。 (1)～(4) 略 2 前条第1項の規定により<u>11月に</u>公表する財政状況においては、<u>4月1日から9月30日まで</u>の期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、<u>かつ</u>前年度の収支の状況を明らかにするものとする。 3 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

地方分権改革の一環として、地方自治体の負担軽減・合理化の観点から、義務付けられている財政状況の公表を、年２回以上から年１回以上とする地方自治法の改正が行われたことに伴い、本条例を改正するものです。

2 改正の概要

当該年度の財政状況について、年度の間である９月末時点の状況を１１月に１回公表し、年度を終えたときの結果を決算として認定を受け、公表することとします。

3 施行期日

令和９年４月１日から施行します。